★記載及び提出要領

１．役場窓口でも受付しますが、できる限り**郵送による提出をお願いします。**

提出期限：令和７年１月３１日（金）

２．記入した年月日・電話番号（日中連絡のとれる番号）を記入してください。

３．**氏名欄は、必ず署名（自署）してください。押印は不要です。**

４．過去１年間の別荘の利用状況（１か月ごとの居住日数等）を表に記入してください。
　令和５年１２月から令和６年１１月まで、各月ごと①または②の該当するところに〇印を記入し、利用した場合は居住日数を記入してください。

５．各月の利用が確認できる資料を添付のうえ、提出をお願いします。

→ 利用した電気、ガス、水道料金等の領収書や検針票、または引落口座の通帳の写し等、**いずれか一つ**を添付してください。

※領収書等を紛失した場合は、東北電力株式会社等より支払証明書、町営水道をご使用の方は上下水道課より上下水道料金納付証明書を発行してもらうことができますので、各証明書が必要な方は下記へお問合せください。

〇 東北電力株式会社へのお問合せ先は　℡0570-550-220

〇 蔵王町役場 上下水道課へのお問合せ先は　℡0224 - 33 - 3000（内線 189）

※ 東北電力株式会社以外の電力契約の方は、ご契約先へお問合せください。

※ ガス及び電話料金に関しましては、ご契約先へお問合せください。

６．相続や売買等により令和６年中に新規取得された場合は、取得した日を備考欄に記入して、取得月以降の利用日数等を記入したうえで、当該資料の添付をお願いします。
　なお、令和６年１２月に取得された方は添付書類不要です。

例）令和６年４月に取得した場合

・令和６年４月　　⇒ 備考欄に令和６年４月新規取得と記入する

・令和６年５月～１１月 ⇒ 「①利用した」の欄に〇印を記入し、利用日数を記入する

・添付書類　　⇒ 令和６年５月～１１月の利用が確認できる資料を添付する

７．別荘を貸家として提供している場合
　申告書に賃借契約書の写しを添付してください。（他の書類は添付不要）

★留意事項　次の場合は、軽減対象となりませんのでご注意ください。

１）毎月１日以上の居住がない場合

２）添付書類がない場合

３）電気、ガス等の金額が基本料金のみで、別荘の利用が確認できない場合

４）提出期限までに提出されなかった場合